

条番号	現行	変更後
第1条 みずほダイレクト	2. 利用可能なサービス (2) インターネットバンキング 残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、グローバル口座取引、外貨預金取引、投資信託受益権等の購入・解約等にかかる取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下、「投資信託取引」といいます。）、宝くじの購入および購入に関する情報の提供（以下、「宝くじサービス」といいます。）、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、公共料金口座振替申込、住所変更申込、みずほ e-口座への変更、みずほダイレクト通帳の申込、通帳・カード再発行申込、通帳・お届け印発見届出、カードローン取引、住宅ローンの固定金利適用期間設定申込、住宅ローン一部繰上返済申込、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等。 また、当行所定の高機能携帯電話端末等においては、当該端末の専用画面にて残高照会、入出金明細照会、振替、振込、定期預金取引、投資信託取引、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、カードローン取引、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等のサービスを提供します（各種サービス内容は、インターネットバンキングと同一のものととなります。）。	2. 利用可能なサービス (2) インターネットバンキング 残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、グローバル口座取引、外貨預金取引、投資信託受益権等の購入・解約等にかかる取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下、「投資信託取引」といいます。）、宝くじの購入および購入に関する情報の提供（以下、「宝くじサービス」といいます。）、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、公共料金口座振替申込、住所変更申込、みずほ e-口座への変更、みずほダイレクト通帳の申込、通帳・カード再発行申込、通帳・お届け印発見届出、カードローン取引、住宅ローンの固定金利適用期間設定申込、住宅ローン一部繰上返済申込、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス、<u>振込限度額の変更等</u>。 また、当行所定の高機能携帯電話端末等においては、当該端末の専用画面にて残高照会、入出金明細照会、振替、振込、定期預金取引、投資信託取引、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、カードローン取引、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス、<u>振込限度額の変更等</u>のサービスを提供します（各種サービス内容は、インターネットバンキングと同一のものととなります。）。
	2. 利用可能なサービス (3) モバイルバンキング 残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、グローバル口座取引、外貨預金取引、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、カードローン取引・仮申込、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等。	2. 利用可能なサービス (3) モバイルバンキング 残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、グローバル口座取引、外貨預金取引、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、カードローン取引・仮申込、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス、<u>振込限度額の変更等</u>。
条番号	現行	変更後
第3条 サービス内容	—	<u>22. 振込限度額の変更</u> <u>(1) インターネットバンキングおよびモバイルバンキングにおける、登録振込先口座以外への振込、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス（国・地方公共団体への払込みを除く）の合算での 1 日あたりおよび平日早朝夜間・休日の利用限度額を変更できるサービスです。</u> <u>(2) テレホンバンキングおよびその他電話による取引では、振込限度額の変更はできません。</u> <u>(3) モバイルバンキングでは、振込限度額の引き上げ変更はできません。</u> <u>(4) ご利用カード（紙媒体カード版）をご利用のお客様は、振込限度額の引き上げ変更はできません。</u>

		<u>(5) インターネットバンキングによる振込限度額の引き上げ変更については、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、引き上げ変更後の振込限度額でのお取引が可能となるまでにお時間をいただきます。なお、当行のセキュリティにおいて不正の可能性がある</u> <u>と判断した場合、本サービスの利用を停止する場合があります。停止解除を行う場合は、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。</u>
第 4 条 取引の依頼および成立	5. 申し込みサービス (1) 申し込みサービスの内容および依頼方法 A. 申し込みサービスとは、第 3 条第 2 項、第 3 項、第 12 項、第 13 項、第 15 項、第 16 項、第 18 項から第 20 項に定める各サービスのことをいいます。 B. 申し込みサービスの依頼は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。	5. 申し込みサービス (1) 申し込みサービスの内容および依頼方法 A. 申し込みサービスとは、第 3 条第 2 項、第 3 項、第 12 項、第 13 項、第 15 項、第 16 項、第 18 項から第 20 項、<u>第 22 項</u>に定める各サービスのことをいいます。 B. 申し込みサービスの依頼は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。
	(2022 年 1 月 23 日現在)	(2022 年 4 月 10 日現在)